

令和2年11月25日

川辺町議会議長 平岡 正男 様

辺町議会議員 古川 政久

令和2年川辺町議会第4回定例会一般質問通告書

以下のとおり通告します。

1. 質問名 令和3年度予算編成方針等について
2. 回答を求める先 町長・総務課
3. 質問の概要

令和3年度の予算は、コロナ禍の大変厳しい財政状況の中で、予算編成方針を定め作業を行うことになると思います。

このような中で、すでに、川辺町第5次総合計画に基づいて策定された実施計画をたたき台として、予算編成が始まっているものと承知をしております。

さて、そこで予算編成方針等について6点の質問をします。

1. 予算編成過程の工程表を示されたい。
2. どのような予算基本方針に基づき、予算編成をされるか。
3. 令和2年度決算見込みとの調整をどのように反映していくのか。
4. 実施計画に上がっている事業は、予定どおり予算に計上されたのか。その状況を示されたい。
5. 令和3年度予算の重要施策は何か。
6. このコロナ禍の現状を、どのように予算に意識したか。

令和2年12月16日

令和2年川辺町議会第4回定例会一般質問答弁書

1. 質問名 令和3年度予算編成方針等について
2. 質問議員名 古川政久 議員
3. 答弁者 総務課長 (担当 総務課)
4. 答弁の概要

まず、1点目の御質問「予算編成過程の工程表を示されたい」について。
令和3年度の予算編成におきましては、まず、8月の下旬に示される国の各省庁の概算要求関連資料や各種の経済指標などの情報収集を行うとともに、県の予算編成の動向にも注視しつつ、10月下旬には町の「当初予算編成方針」を策定し、庁内各課へ通知いたします。

これを受け、各課においては11月末日の予算要求期限までに、予算要求書及び関係資料の調製を行い総務課に提出いたします。後に、この要求内容について、12月上旬から参事及び総務課長による査定を行い、年末を目処に予算の全体像を把握いたします。そして、年が明け、1月中旬からは町長査定へと移ります。町長査定では、新規事業や主要事業、多額の費用を要する事業などの町長査定案件を中心に行い、概ね2月上旬には予算原案となります。その後、年末に示される国の地方財政対策や各種の制度変更等による調整・修正を加え予算案を編成していきます。これを、議会行政連絡会議等で議員の皆様はその概要を説明させていただいた上で、令和3年第1回定例会へと上程していくこととしております。

次に、2点目の御質問「どのような予算編成方針に基づき予算編成をされるか」について。

先にお答えさせていただきました、10月下旬に策定する町の「当初予算編成方針」では、町の最上位の計画でございます「第5次総合計画」に基づく諸施策の実施を念頭に予算要求を行うことを基本としつつ、「まち、ひと、しごと創生法」による川辺町版総合戦略の実現を目指すとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた「新たな日常への対応」についても方針に盛り込んでおります。また、町の予算編成に大きな影響を与える、国及び県の予算編成の動向を注視しつつ所要財源の確保、各種の制度変更等への適切な対応につきましても充分に留意することとしております。

次に、3点目の御質問「令和2年度決算見込みとの調整をどのように反映していくか」について。

こちらにつきましては、当初予算の査定時に、適時、令和2年度の執行状況や決算見込、令和元年度決算額を参照し、活用しながら、適切な予算要求となるよう査定事務に当たっております。

次に、4点目のご質問「実施計画に上がっている事業は、予定どおり予算計上されたのか」について。

まず、実施計画についてでございますが、例年、新年度予算編成に先立ち、翌年度以降3か年度の主要事業の実施に係る計画を策定するものでございます。予算編成においてはこの実施計画に計上された事業は、できる限り反映するよう努めるとともに、これら事業にかかる財源不足が生じた際には、財政調整基金等、各種基金の活用も含め対応していくこととしております。一方で、建設事業等で多額の費用を要する事業などにあつては、制度変更等でその財源が確保できないケースもあり、当初予算での計上を見送らなくてはならない場合もございます。

いずれにいたしましても、現在は、各課の予算要求に対して査定作業中でございますので、個々の事業の予算計上の状況という点につきましては、答弁を控えさせていただきますと思います。

次に、5点目の御質問「令和3年度予算の重要施策は何か」について。

こちらにつきましては、先に答弁させていただきました「令和3年度当初予算編成方針」のなかで、「川辺町第5次総合計画」に基づく諸事業の推進を重要施策として掲げておりますが、特に、令和2年度に引き続いて「子育て・教育」「防災・減災」「移住・定住」の関連施策や、新たな課題であります「ウィズコロナ・ポストコロナ」「デジタル化の推進」などにも取り組んでまいります。

最後に、6点目の御質問「コロナ禍の現状を、どのように予算に意識したか」について。

新型コロナウイルス感染症は第3波が到来し感染拡大が進んでおります。翌年度におきましても多方面において影響を受けることが想定されます。町の主要な財源でございます町税や地方交付税などにつきましても減収・減額が見込まれ、歳出予算の更なる精査が求められるところではございますが、過度な緊縮予算とすることなく、通年ベースでの予算計上を行うこととしております。なお、結果として、イベント等の事業の縮小・中止をせざるを得ない場合には、

今年度と同様に減額補正などで対応していくこととしております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対しましては、臨時財政対策債の増額で補てんされるほか 財政調整基金などの基金の活用にて対応させていただきたいと考えております。